平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの【第1・四半期】

(独立行政法人名:日本学生支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	f
「奨学金貸与・返還・情報個別管理システム(イクシス)」使用機器の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都千代田区丸の内1丁目6番6 号 株式会社日立製作所	当該システムは、株式会社日立製作所が開発したシステムであり、この基本ソフト及び機器上でなければ動作せず、この基本ソフトの著作権を同社が有し、競争性が生じないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	508,535,244	_	_	当該システムは、株式会社日立製作所が開発したシステムであり、この基本ソフト及び機器上でなければ動作せず、この基本ソフトの著作権を同社が有し競争を許さないため。	19	
名古屋分室、大阪第一国際交流会館(2号館)、広島国際交流 会館 土地賃借契約	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県街浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都目黒区駒場4丁目5番29号 財団法人日本国際教育支援協会	機構が所有する国際交流会館等建物の敷地であり、 代替性がない土地について賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱 細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	44,231,986	_	-	機構が所有する国際交流会館等建物の敷地であり、代替性がない土地について賃借するものであるため。	5	
大阪日本語教育センター土地建 物賃借 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市	本機構の大阪日本語教育センターの敷地及び建物であり、代替性のない土地及び建物について地方公共団体より賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。	非公表	41,624,891	_	_	本機構の大阪日本語教育センター の敷地及び建物であり、代替性の ない土地及び建物について地方公 共団体より賃借するものであるた め。	5	
TCSソフトライセンス利用契約 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都千代田区一番町21番地 株式会社アイティフォー	当該ソフトは業務パッケージソフト「延滞債権管理システム(TCS)」をカスタマイズして構築したものであり、著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	13,141,800	-	_	「延滞債権管理システム(TCS)」を 開発し、著作権を有する会社以外 では実施できず競争を許さないた め。	19	1
日本留学試験国外実施委託 一式(韓国、ソウル)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県振浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	ソウル特別市瑞草区瑞草洞1319- 1 社団法人 韓日協会	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。	非公表	8,935,297	_	_	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた 適切な会場の確保や国内の実施と 同等の試験を実施体制の確保を必須 要件としており、在外公館より推薦 のあった海外の機関について、本 機構が設置する実施委員会で実施 協力機関として決定するため。	19	1

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備考
本部事務所賃貸借	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山十里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都目黒区大岡山2丁目12番1号 国立大学法人東京工業大学	本建物は国立大学法人からの不動産賃借であり、本機構本部の不動産の賃借という代替性のない賃貸借契約であることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。	非公表	6,726,352	_	_	本機構本部の不動産の賃借という 代替性のない賃貸借契約であるため。	5	
日本留学試験国外実施委託 一式(台湾. 台北)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県橫浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	台北市辛亥路二段170号 財団法人 語言訓練測験中心	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。	非公表	4,861.042	-	_	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた。適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定するため。	19	
日本留学試験国外実施委託 一式 (韓国. ブサン)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	釜山広域市沙上区徳浦洞404-5 社団法人 釜山韓日交流センター	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。	非公表	4,842,635	_	_	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた 適切な会場の確保や国内の実施と 同等の試験を実施体制の確保を必須 要件としており、在外公館より推薦 のあった海外の機関について、本 機構が設置する実施委員会で実施 協力機関として決定するため。	19	
福岡国際交流会館土地賃借 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	福岡県福岡市中央区天神1丁目8 番1号 福岡市	本機構が所有する福岡国際交流会館の敷地であり、 代替性のない土地について地方公共団体より賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項 及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため	非公表	3,191,572	-	-	本機構が所有する福岡国際交流会 館の敷地であり、代替性のない土 地について地方公共団体より賃借 するものであるため。	5	
TCSソフト保守 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都干代田区一番町21番地 株式会社アイティフォー	当該ソフトは業務パッケージソフト「延滞債権管理システム(TCS)」をカスタマイズして構築したものであり、 著作権を有する会社以外では実施できず競争を許さ ないことから、本機構会計規程第10条第1項及び契約 事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	2,998,800	ı	-	「延滞債権管理システム(TCS)」を 開発し、著作権を有する会社以外 では実施できず競争を許さないた め。	19	
ALMシステム保守 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都千代田区有楽町1丁目10番 1号 アビームコンサルティング株式会 社	ALMシステムを開発し、著作権を有する会社でなければ保守を実施することができないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	2,835,000	_	_	ALMシステムを開発し、著作権を 有する会社でなければ保守を実施 することができないため。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	青
韓国事務所賃借契約 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	ソウル特別市鐘路区雲泥洞98-78 又醒開発株式会社	本機構の韓国における留学促進事業の拠点として日本への留学希望者の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があり、代替性のない建物について外国で賃貸することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	2,383,920	-	_	本機構の韓国における留学促進事 業の拠点として日本への留学希望 者の利便を踏まえた場所及び建物 を選定する必要があり、代替性のな い建物について外国で賃貸するた め。	5	
仙台第二国際交流会館土地賃 借契約 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	宮城県仙台市青葉区川内 財団法人仙台国際育友会	本機構が所有する仙台第二国際交流会館の敷地であり、代替性がない土地について賃貸するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	2,220,000	-	_	本機構が所有する仙台第二国際交流会館の敷地であり、代替性がない土地について賃貸するものであるため。	5	
マレーシア事務所賃借契約 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	Johor Darul Takzim Malaysia SMART PERFORMANCE SDN BHD	本機構のマレーシアにおける留学促進事業の拠点として日本への留学希望者の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があり、代替性のない建物について外国で賃貸することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	1,895,886	-	_	本機構のマレーシアにおける留学 促進事業の拠点として日本への留 学希望者の利便を踏まえた場所及 び建物を選定する必要があり、代 替性のない建物について外国で賃 貸するため。	5	
インドネシア事務所賃借契約 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県抵浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	インドネシア共和国ジャカルタ特別 市 P.T.SUMMITMASPROPERTY	本機構のインドネシアにおける留学促進事業の拠点として日本への留学希望者の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があり、代替性のない建物について外国で賃貸することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため	非公表	1,700,729	-	_	本機構のインドネシアにおける留学 促進事業の拠点として日本への留 学希望者の利便を踏まえた場所及 び建物を選定する必要があり、代 替性のない建物について外国で賃 貸するため。	5	
札幌国際交流会館土地賃借 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市	本機構が所有する札幌国際交流会館の敷地であり、 代替性がない土地について賃貸するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱 細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	1,625,739	-	_	本機構が所有する札幌国際交流会館の敷地であり、代替性がない土地について賃貸するものであるため。	5	
日本留学フェア(欧州)実施に係るフランス会場予約 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	フランス(ナント) Nantes International Congress Center	本フェアの実施のためには、会場は以下に示す要件を 満たすものでなければならず、本機構会計規程第16 条1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該 当するため。 ・現地での認知度が高いこと。 ・参加機関のブースをすべて収容することができる会 場スペースを有していること。 ・交通至便であるとともに、宿泊施設等が隣接している こと。	非公表	1,375,208	-	-	本フェアの実施のためには、会場は 以下に示す要件を満たすものでなければならないため。 ・現地での認知度が高いこと。 ・参加機関のブースをすべて収容することができる会場スペースを有していること。 ・交通至便であるとともに、宿泊施 設等が隣接していること。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備考
日本留学試験国外実施委託 一式 (インドネシア. ジャカル タ)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県街浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	Kampus UI Depok, Depok 16424 Indonesia インドネシア大学	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。	非公表	1,357,811	-	_	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた 適切な会場の確保や国内の実施と 同等の試験実施体制の確保を必須 要件としており、在外公館より推薦 のあった海外の機関について、本 機構が設置する実施委員会で実施 協力機関として決定するため。	19	
日本留学試験関連ソフトウェア 使用権の更新 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県橫浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都中央区勝どき1丁目13番1 号 SAS Institute Japan 株式会社	日本留学試験では試行試験等で得られた各種データをもとに、等化のためのプログラムをSASで構築しており、他のソフトウェアの代用は不可能でありと同時に更新も不可欠である。またSAS Institute Japan 株式会社は本ソフトウェアのメーカー会社であり、直接契約以外の方法がないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	1,167,600	ı	_	日本留学試験では試行試験等で得られた各種データをもとに、等化のためのプログラムをSASで構築しており、他のソフトウェアの代用は不可能であると同時に更新も不可欠である。またSAS Institute Japan株式会社は本ソフトウェアのメーカー会社であり、直接契約以外の方法がないため。	19	
日本留学試験国外実施委託 一式 (マレーシア. クアラルン ブール)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	No.88,Jalan SS 2/4,47300 Petaling Jaya,Selamgor Darul Ehsan, Malaysia Japan Graduates7Association of Malaysia	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。	非公表	1,095,114	-	_	本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた 適切な会場の確保や国内の実施と 同等の試験を実施体制の確保を必須 要件としており、在外公館より推薦 のあった海外の機関について、本 機構が設置する実施委員会で実施 協力機関として決定するため。	19	
日本留学フェア(北米)実施に係るブース設置料 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県族(武市緑区 長津田町4259	平成22年4月8日	Freeman	本フェアの実施は、NAFSAが主催する"Annual Conference & Expo"におけるブース等への参加により実施するが、参加に当たってのブース設置については、主催者であるNAFSAより上記業者が指定されているため、契約できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	2,560,433	-	_	本フェアの実施は、NAFSAが主催 する Annual Conference & Expo" におけるブース等への参加により実 施するが、参加に出たってのブース 設置については、主催者である NAFSAより上記業者が指定されて いるため。	19	
日本留学フェア(北米)実施に係 る会場予約 一式	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年6月17日	NAFSA Wire Transfers	本フェアの実施のためには、会場は以下に示す要件を 満たすものでなければならず、本機構会計規程第16 条1項に及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に 該当するため。 ・現地での認知度が高いこと。 参加機関のブースをすべて収容することができる会 場スペースを有していること。 ・交通至便であるとともに、宿泊施設等が隣接している こと。	非公表	4,050,648	-	-	本フェアの実施のためには、会場は 以下に示す要件を満たすものでなければならないため。 ・現地での認知度が高いこと。 ・参加機関のブムをすべて収容することができるみ、ペースを有していること。 ・交通至便であるとともに、宿泊施 設等が隣接していること。	19	
後納郵便料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都千代田区霞ヶ関一丁目3 番2号 郵便事業株式会社	提供を行うことが可能な者が特定のされる後納郵 便役務の提供を受ける必要があることから、本機 構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第 23条第1項第1号に該当するため。	非公表	462, 474, 231	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる後納郵便役務の提供 を受ける必要があるため。	9	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備考
東京国際交流館電気料金 (留学生寄宿舎分)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都江東区大島三丁目4番5号 東京電力株式会社東京支店江東 支社	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気の 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	47, 828, 419	ı	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる電気の提供を受ける 必要があるため。(電気自由化 対象外)	8	
市谷事務所ガス料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都港区海岸1-5-20 東京ガス株式会社	提供を行うことが可能な者が特定のされるガスの 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	4, 453, 803	I	-	提供を行うことが可能な者が特定のされるガスの供給を受ける 必要があるため。	8	
東京国際交流館ガス料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都港区海岸1-5-20 東京ガス株式会社	提供を行うことが可能な者が特定のされるガスの 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	6, 587, 826	I	ı	提供を行うことが可能な者が特定のされるガスの供給を受ける 必要があるため。	8	
駒場国際交流会館ガス料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都港区海岸1-5-20 東京ガス株式会社	提供を行うことが可能な者が特定のされるガスの 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	4, 724, 373	ı	-	提供を行うことが可能な者が特定のされるガスの供給を受ける 必要があるため。	8	
祖師谷国際交流会館ガス料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都港区海岸1-5-20 東京ガス株式会社	提供を行うことが可能な者が特定のされるガスの 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	6, 453, 400	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされるガスの供給を受ける 必要があるため。	8	
東京日本語教育センターガス料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都港区海岸1-5-20 東京ガス株式会社	提供を行うことが可能な者が特定のされるガスの 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	2, 138, 506	ı	-	提供を行うことが可能な者が特定のされるガスの供給を受ける 必要があるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	精 考
大阪第一国際交流会館ガス料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	大阪市中央区平野町四丁目1番2 号 大阪ガス株式会社	提供を行うことが可能な者が特定のされるガスの 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	3, 246, 029	ı	_	提供を行うことが可能な者が特定のされるガスの供給を受ける 必要があるため。	8	
仙台第一国際交流会館水道料 金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	宫城県仙台市太白区南大野田 29-1 仙台市水道局	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	4, 245, 184	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の供給を受ける 必要があるため。	8	
市谷事務所水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都新宿区西新宿二丁目8番1 号 東京都庁舎第2本庁舎内 東京都水道局	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	9, 931, 212	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の供給を受ける 必要があるため。	8	
駒場国際交流会館水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山干里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都新宿区西新宿二丁目8番1 号 東京都庁舎第2本庁舎内 東京都水道局	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	4, 545, 286	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の供給を受ける 必要があるため。	8	
祖師谷国際交流会館水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都新宿区西新宿二丁目8番1 号 東京都庁舎第2本庁舎内 東京都水道局	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	5, 817, 334	ı	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の供給を受ける 必要があるため。	8	
東京日本語教育センター水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都新宿区西新宿二丁目8番1 号 東京都庁舎第2本庁舎内 東京都水道局	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	14, 685, 015	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の供給を受ける 必要があるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備考
東京国際交流館再生水·下水 道料金(プラサ゚平成)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都新宿区西新宿二丁目8番1 号 東京都庁舎第2本庁舎内 東京都下水道局	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	2, 601, 696	ı	_	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の供給を受ける 必要があるため。	8	
金沢国際交流会館水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	石川県金沢市広岡3丁目3番30号 金沢市企業局	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	2, 904, 132	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の供給を受ける 必要があるため。	8	
大阪第一国際交流会館水道料 金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	大阪府吹田市南吹田3丁目3番60 号 吹田市水道部	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	6, 303, 136	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の供給を受ける 必要があるため。	8	
大阪第二国際交流会館水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	大阪府大阪市住之江区南港北1- 14-16 8階 大阪市水道局	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	1, 106, 631	1	-	提供を行うことが可能な者が特 定のされる水道の供給を受ける 必要があるため。	8	
大阪日本語教育センター水道 料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	大阪府大阪市住之江区南港北1- 14-16 8階 大阪市水道局	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	4, 757, 238	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の供給を受ける必要があるため。	8	
大分国際交流会館水道料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	大分県別府市大字別府字野ロ原 3088-27 別府市水道局・別府市下水道課	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の 供給を受ける必要があることから、本機構会計規 程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項 第1号に該当するため。	非公表	4, 308, 448	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる水道の供給を受ける 必要があるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備考
東京国際交流館熱供給料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都江東区有明三丁目6番11 号TFTビル東館7階 東京臨海熱供給株式会社	提供を行うことが可能な者が特定のされる熱の供給を受ける必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	5, 886, 679	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる熱の供給を受ける必要があるため。	8	
	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都千代田区内幸町1-1-1 NTTコミュニケーションズ株式 会社	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の供給を受ける必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	22, 110, 065	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の提供を受ける必要があるため。	8	
通信料金(スカラネット使用料)	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 KDDI株式会社	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の供給を受ける必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	2, 454, 444	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の提供を受ける必要があるため。	8	
	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都新宿区西新宿3-19-2 東日本電信電話株式会社	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の供給を受ける必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	4, 246, 405	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の提供を受ける必要があるため。	8	
	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都新宿区西新宿3-19-2 東日本電信電話株式会社	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の供給を受ける必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	4, 341, 570	ı	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の提供を受ける必要があるため。	8	
東京日本語教育センター電話料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	東京都新宿区西新宿3-19-2 東日本電信電話株式会社	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の供給を受ける必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	1, 761, 967	-	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の提供を受ける必要があるため。	8	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の 名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書 又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備考
東京国際交流館電話料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日		提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の供給を受ける必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	1, 297, 783	ı	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の提供を受ける必要があるため。	8	
金沢国際交流会館電話料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山千里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日	大阪村大阪市中央区馬場町3番	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の供給を受ける必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	1, 094, 012	1	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の提供を受ける必要があるため。	8	
大阪日本語教育センター電話 料金	独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 梶山干里 神奈川県横浜市緑区 長津田町4259	平成22年4月1日		提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の供給を受ける必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。	非公表	1, 009, 720	I	-	提供を行うことが可能な者が特定のされる電信役務の提供を受ける必要があるため。	8	

[注]

- 1. 本表は、「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象としている。
- 2. 本表は、平成22年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載している。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載している。
- 4. 「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、以下の類型区分(1~19)の番号を記載している。
 - 1:法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの
 - 2:条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 3:閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
 - 4:地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 5: 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)
 - 6: 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
 - 7:防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - 8:電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)
 - 9:郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)
 - 10:再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - 11:美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - 12: 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
 - 13:緊急の必要により競争に付することができない場合
 - 14:競争に付することが不利と認められる場合
 - 15:秘密の保持が必要とされている場合
 - 16:競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合
 - 17:特例政令に該当する規定に該当する場合
 - 18:国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度を下回る契約
 - 19:その他、上記類型区分に分類できないもの